

CSNI第20-8号

2020年4月20日

金沢マラソン組織委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

(公印省略)

申入れ活動終了及び要望書の送付について

拝啓 春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和2年4月20日

金沢マラソン組織委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府2丁目189番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 蔵大介法律事務所

弁護士 木村基之

〒920-0912 金沢市大手町7-23

TEL : 076-234-5830 FAX : 076-234-5831

## 申入れ終了のご通知および要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人からの令和元年12月18日付申入書に対する、貴事務局からの令和2年1月31日付「申入書について（回答）」と題された書面を拝受しました。当該書面に記載された申込規約の改定案を検討させていただきました結果、当法人としては、本件に関する貴事務局に対する申入れは、これをもって終了させていただくこととしましたので、ご通知いたします。

ただし、申込規約第6項の改定案についてのみ、当法人からその運用について要望させていただきます。

申込規約第6項の改定案では、「…中止を決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して返金の有無・金額等を決定します。」と定めています。これは決定権限付与条項と呼ばれるものであり、貴事務局において当該決定権限が不当に行使され、消費者に対して返金可能であるにもかかわらず返金しない等の場合には、法的紛争が生じる恐れがあります。このため、当該条項の運用の際には、貴事務局 Web サイト上での収支報告の開示などにより、返金の有無及び返金額の算定根拠を消費者に対して分かりやすい形で明らかにすることを求めます（消費者契約法第3条第1項ご参照）。

当法人は、今後も消費者の権利確立をめざして、消費者被害の調査、情報提供等を行うとともに、事業者の消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動等を行っていく所存です。貴事務局におかれましては、引き続き当法人の活動にご理解とご協力を頂ければ幸いです。

以上